

学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に
相当する教育を行う課程の認定に関する規則

平成16年4月1日

規則第31号

最終改正 令和3年10月12日

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第2項の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項第2号に規定する教育施設(以下「教育施設」という。)に置かれる課程で大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うものの認定については、この規則の定めるところによる。

(課程の認定)

第2条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)は、教育施設に置かれる課程で、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について学校教育法、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)等の関係規定に照らして審査し、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあると認められるものを、それぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として認定する。

(課程の認定の申出の手続き)

第3条 課程の認定を受けようとする教育施設の長は、課程認定申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該所管省庁を経由して機構長に申し出るものとする。

- 一 教育施設等の概要を記載した書類
- 二 次の事項を記載した教育施設の規則(以下「教育施設の規則」という。)
 - イ 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
 - ロ 課程の組織に関する事項
 - ハ 教育課程に関する事項
 - ニ 学習の評価に関する事項
 - ホ 収容定員及び職員組織に関する事項
 - ヘ 入学及び課程の修了に関する事項
- 三 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- 四 教育施設の長及び教員の履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目
- 五 設備の概要を記載した書類
- 六 校地等の概要を記載した書類
- 七 校舎その他の建物の概要を記載した書類

- 八 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要（医師、歯科医師、看護師等の配置等を含む。）を記載した書類
- 2 前項の課程認定申出書及び前項各号に掲げる書類（次項において「課程認定申出書等」という。）の様式及び提出部数は、機構長が別に定める。
- 3 機構長は、必要があると認めるときは、課程認定申出書等以外の書類の提出を求めることができる。

（課程の認定の審査）

- 第4条 機構長は、前条の規定により課程の認定の申出があったときは、学位審査会に課程の認定の可否について審査を付託するものとする。
- 2 前項の審査の付託があったときは、学位審査会は、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について審査を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査を付託する。
- 3 専門委員会は、前項の審査を終了したときは、その結果を学位審査会に報告する。
- 4 学位審査会は、前項の報告に基づいて課程の認定の可否について審査し、その結果を機構長に報告する。

（課程の認定の通知）

- 第5条 機構長は、前条第4項の規定による学位審査会の報告に基づき、課程の認定の可否を決定し、その旨を課程の認定の申出があったときから6月以内に当該所管省庁を経由して当該教育施設の長に通知するものとする。

（変更の通知）

- 第6条 課程の認定を受けた教育施設（以下「課程認定教育施設」という。）の長は、第3条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとするとき又は次の事由があるときは、当該所管省庁を経由して機構長にその旨通知するものとする。
- 一 名称、目的、位置又は教育施設の長の変更
 - 二 教育施設の規則の変更
 - 三 校地、校舎、運動場その他直接に教育の用に供する土地建物に係る重要な変更
 - 四 認定を受けた課程の廃止

（再審査）

- 第7条 機構長は、前条の通知に基づき第3条第1項第2号に掲げる事項に重要な変更が生じると認められるときは、課程認定教育施設の長に対し理由を示した上、別に定める書類の提出を求め、課程の認定の再審査を行うものとする。
- 2 前項の再審査は、第4条及び第5条の規定に準用するものとする。
- 3 その他再審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

（教育の実施状況等の審査）

- 第8条 機構長は、認定を受けた課程における教育の実施状況等について、第5条の

規定による認定の通知日又は第7条の規定による再審査の結果の通知日の属する年度の次年度の4月1日から、原則として5年ごとに審査を行うものとする。

- 2 課程認定教育施設の長は、審査実施年度の5月31日までに、当該所管省庁を經由して別に定める書類を提出するものとする。
- 3 第1項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。ただし、審査の結果は、審査実施年度の3月31日までに通知するものとする。
- 4 その他教育の実施状況等の審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(学生数等の通知)

第9条 課程認定教育施設の長は、毎学年度開始後2月以内に、認定を受けた課程に係る当該学年度の学年別の学生数を、機構長に通知するものとする。

(課程の認定の取消し)

第10条 認定を受けた課程が第7条又は第8条の規定による審査の結果、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあると認められなくなった場合には、機構長は当該教育施設の長に対し、必要な措置を取るべきことを勧告することができるものとする。

- 2 前項の規定による勧告によってもなお、改善されない場合には、機構長は当該課程の認定を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により課程の認定を取り消した場合は、機構長は当該所管省庁を經由して当該教育施設の長にその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月20日）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月10日）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月12日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月12日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。